

令和 8 年度 事業計画

社会福祉を取り巻く情勢と本会の基本的方向性

少子高齢化や若者の県外転出を背景に、本県の人口は、昨年、105 年ぶりに 100 万人を割り込むなど、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変容している。世帯の状況も、高齢者世帯や核家族世帯の増加、世帯規模の縮小、三世代同居率の低下などが進み、加えて、中東地域での地政学的リスクの顕在化による原油価格の高騰、そして食料品をはじめとした物価高騰は県民生活への更なる影響が懸念され、特に従来から生活に困窮している方々への影響がより増大するなど、地域生活課題は複雑・多様となっている。

地域共生社会について提唱され 10 年が経過する中で、国では、包括的な支援体制の整備、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の取組みの方向性、多分野の連携・協働の在り方等の検討が進んでおり、令和 8 年度においては社会福祉法の改正が予定されている。特に、頼れる身寄りがいない高齢者等を支える新たな事業の創設への対応が大きな課題となっている。

災害時における福祉的支援の充実も重要な課題である。これまでの災害支援活動の実践や教訓を踏まえた災害対策基本法や災害救助法など関連法の改正が行われ、災害救助法には「福祉サービスの提供」が位置づけられ、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難の円滑化、防災 DX の推進など災害対策の強化が図られている。自然災害の激甚化・頻発化の傾向がますます顕著となるなかで、災害発生時の対応と併せて、平常時から災害時に備えた福祉支援体制づくりが課題である。

人手不足の問題が社会問題となるなかで、福祉を支える人材の確保と育成、離職防止と定着を図る取組みの強化も喫緊の課題となっている。加えて地域に目を転ずれば、地域の担い手も不足しており、地域に住む人々同士が「支える側」「支えられる側」の枠を超えて支え合う地域共生社会の実現をめざす取組みが必要である。

このような情勢の下、高い公益性及び公共性を有する社会福祉法人である本会は、令和 11 年度までを計画期間とする「山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画 2025」に基づき、県、市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉施設、市町村など関係機関・団体と連携し、令和 8 年度も地域福祉推進の主たる担い手として、引き続き「住民が主体となり、誰もが心豊かに暮らせる地域福祉の確立」をめざして、事務・事業を執行していく。

重点推進項目

1 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する市町村社協をはじめ、関係機関や団体への支援、行政との連携・協働をさらに深めるとともに、ボランティア活動の振興や福祉共育の推進等の取組みを通じ、「支える側」、「支えられる側」という関係を超え、地域で支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現に向けた取組みを進める。

《主な取組み》

- 市町村社協への支援、連携・協働
- 地域共生社会推進会議の開催
- 企業との連携のあり方検討【新規】
- 山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画

2 災害時の福祉支援活動に向けた体制整備

市町村社協、行政、関係団体、NPO 等との連携・協働を深め、災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援を行うとともに、官民共同での構築をめざす山形県災害派遣福祉チーム（DWAT）に参画し、チーム員の養成やネットワーク構築の取組みを支援するなど、大規模自然災害に備える。

《主な取組み》

- 災害ボランティアセンターの運営とネットワークの強化
- 地域支え合いセンター研修会の開催【新規】

3 地域と福祉を支える人材の確保・定着

福祉人材無料職業紹介事業の推進、福祉の仕事の魅力の積極的な発信に取組み、福祉人材の確保と育成、離職防止、県内定着を図るとともに、民生委員・児童委員をはじめ、地域で活動する担い手の養成に向けた取組みを進める。

《主な取組み》

- 福祉人材無料職業紹介事業の実施及び福祉の仕事の魅力発信【一部新規】
- 福祉サービス従事者に対する研修の実施
- 返還免除付介護・保育関係貸付金の適正な運営と人材確保の促進

I. 地域で支え合う「つながり」の構築

1. 市町村社協が取り組む地域福祉の推進への支援

【事業推進のねらい】

地域共生社会の推進に取り組む市町村社協が、地域福祉の主体となって円滑に活動展開できるよう総合的に支援を行うとともに、市町村社協との連携・協働をさらに進め、地域福祉の推進を図る。

また、地域福祉推進の担い手となる市町村社協役職員の資質向上のための支援を行う。

(1) 市町村社協「地域福祉活動計画」策定への支援

市町村社協における「地域福祉活動計画」を基盤とした身近な地域での地域福祉活動を推進するとともに、今後、「地域福祉活動計画」を策定予定（見直しを含む）の市町村社協に対して個別訪問、情報提供等による策定支援を行う。

(2) 市町村社協役職員の資質向上のための支援

地域福祉の第一線で活動を担う市町村社協役職員の資質向上のため、各種研修・会議等を実施する。

① 市町村社協地域福祉担当学会議の開催

② 市町村社協総務担当学会議

市町村社協の法人運営等の体制強化及び情報共有を目的として、総務担当学会議を開催し、研修・情報交換等を行う。

③ 市町村社協新任職員研修会の実施

(3) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

市町村行政や社協、NPO・ボランティア等の民間団体と協働しながら「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉の推進・活性化を図る。

① 地域共生社会推進会議の開催

市町村社協をはじめとする地域福祉の関係機関が集まり、近年の地域課題を様々な観点から検証する会議を開催し、地域課題の解決力の強化を目指す。

② 山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画

幅広い関係者の連携・協働のもと設立された「やまがたつながり支えあいネットワーク」に参画し、業種や分野を超えた連携の場での課題把握や情報収集を行い、市町村社協への情報提供を行う。

(4) 市町村社協の各種課題への個別支援の強化

「市町村社協地域福祉関連事業ヒアリング」を通じて、県内市町村社協が取り組む各種事業の状況や運営上の課題等の把握、共有に努めるとともに、市町村社協が地域福祉推進の中核となって円滑に活動展開できるよう、福祉のまちづくり、身近な地域

での福祉活動実践、市町村社協の相互連携等、市町村社協の事業や課題に合わせ、相談支援、情報提供、情報共有や協議の場づくり等の個別支援を行う。また、市町村社協が取り組む重層的支援体制の構築に向けて情報提供等による支援を行う。

社協を取り巻く課題やその解決方策について研究を行う全社協「地域福祉推進委員会」と連携し、社協の動向について情報収集を行い市町村社協に情報提供する。

- ① 市町村社協地域福祉関連事業ヒアリングの実施
- ② 市町村社協の相互連携支援
- ③ 市町村社協の個別課題への支援（相談支援、講師対応、情報提供等）
- ④ 全社協「地域福祉推進委員会」との連携

2. 住民同士の「つながり」を高めるボランティア・市民活動の振興

【事業推進のねらい】

今日の多様化、複雑化する生活課題に対応するため、地域の様々な関係機関・団体との協働のもと、地域住民のボランティア意識の向上とボランティア・市民活動の活性化を図る。

また、ボランティア・市民活動を通じて社会参加を促進するとともに、住民同士の「つながり」の構築を進める。

（１）市民活動・NPO 等との協働によるボランティアの推進

「県ボランティア・市民活動振興センター」の運営を通じて、県民のボランティア意識の向上を図るとともに、市町村社協や関係機関・団体、NPO と連携し、ボランティア・市民活動の活性化を進める。また、全社協「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」と連携し、介護保険制度等の制度に該当しない新たなニーズを把握する。

- ① 県ボランティア・市民活動振興センター運営委員会の開催
- ② ボランティアネットワーク会議（山形つながりあったかいぎ）の開催
- ③ ホームページやSNS 等によるボランティア・市民活動実践事例の情報発信
- ④ 全社協「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」との連携

（２）市町村社協ボランティアセンターへの支援

「市町村社協ボランティア担当者会議」を通じて、市町村社協ボランティアセンターの現状と課題を共有するとともに、ボランティア情報の発信やボランティア活動保険（全社協・㈱福祉保険サービス）の加入促進、ボランティア活動への相談対応や講師派遣等を行い、市町村社協ボランティアセンターの事業推進を図る。

- ① 市町村社協ボランティア担当者会議の開催
- ② 市町村社協ボランティアセンターへの支援（SNS 等による情報提供、ボランティア活動保険の加入促進、講師派遣等）

（３）ボランティア活動の広域連携への支援

県内各地のボランティア及びボランティアグループ間の交流・情報交換の機会を提供することによってボランティア相互の連携強化を図る。

また、広域的に行われる除雪ボランティアについては、ホームページを通じて県内の活動状況を情報発信する等、市町村社協やボランティア団体、民間企業等の連携を支援していく。

３．地域福祉活動の担い手の養成・支援

【事業推進のねらい】

地域共生社会として、地域住民一人ひとりが役割を持ち共に支え合う仕組みの構築につながるよう民生委員・児童委員やNPOなどの活動者等、地域福祉活動の担い手となる方々の養成と支援を行い、地域福祉の推進を図る。

また、担い手が住民ニーズを的確に受け止め、必要な支援活動につなげていくために必要な相談スキルの向上を支援し、地域内の相談支援の基盤づくりを進める。

（１）地域福祉活動の担い手の養成・支援

市町村社協や活動団体が実施する地域福祉活動の担い手を養成するための講座や住民座談会等に本会職員の派遣を行い、地域住民が地域福祉活動の担い手となることの意義や重要性を伝えるとともに、県内の様々な活動等について情報提供を行い、担い手を確保・養成する取り組みや担い手の交流を促進する取り組みを支援する。

（２）県民児協との連携による民生委員・児童委員活動への支援

県民児協からの事務受託を通じて、民生委員・児童委員活動にかかわる現状と課題を共有するとともに、県民児協が実施する各種研修会や調査研究活動等を支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図る。

民生委員・児童委員が日ごろの活動を通じて把握した住民の生活課題、地域課題の解決に向けて、県民児協が実施する県知事との懇談会の提言活動を支援する。

また、全社協が実施する全国民生委員互助共励事業を活用し、民生委員・児童委員に対して、各種祝金、弔慰金、見舞金、退任慰労などの給付や単位民児協への活動助成等を行う。

（３）相談スキルの向上

相談援助に関する研修会の開催等を通じて、市町村社協の心配ごと相談員や民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手の相談スキルの向上を図り、身近な地域での総合相談機能の充実を図る。

① 相談員スキルアップ研修会の実施

4. 多様な関係者との連携強化

【事業推進のねらい】

山形県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）をはじめとする社会福祉法人や各種社会福祉団体と現状や課題等の情報共有を図り、連携や協働を促進していくための体制整備を進め、ネットワークの強化を推進する。

（１）社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進

「地域における公益的な取組」の促進のため、県経営協と連携・協働し、「地域における公益的な取組」について現状と課題、成果の共有を図る。

① 地域における公益的な取組への支援

県経営協と連携・協働し、県内における地域における公益的な取組の事例等の情報収集・提供を行うとともに、市町村社協が主体となる社会福祉法人連絡会議に対しても情報提供等の支援を行う。

② 社会福祉連携推進法人制度に関する情報収集と提供

全社協や全国経営協等が発信する社会福祉連携推進法人制度の動向について、市町村協等に情報提供を行う。

（２）社会福祉関係団体との連携

①高齢者・児童・障がい等の福祉向上を目的とした種別協議会・団体との協働、支援

②社会福祉団体の一部事務受託

- ・山形県社会福祉法人経営者協議会
- ・山形県民生委員児童委員協議会
- ・山形県社会就労センター協議会

（３）民間企業による社会貢献活動への支援

①寄付先の紹介やコーディネート等の支援

②企業との連携のあり方検討【新規】

5. 地域の中でお互いがつながるための場づくりや仕組みづくりの推進

【事業推進のねらい】

社会との関わり及び人と人とのつながりを実感できるような居場所づくり、仕組みづくりを推進し、地域の「つながり」の再構築を図るとともに、様々な地域福祉活動に参加を促すことで地域住民の社会参加を推進する。

（１）居場所づくりへの推進

市町村社協や関係団体が取り組む居場所づくり等の事業に対して支援を行うとともに、社会的孤立等により生じる様々な生活課題を把握・共有する。

① ふれあい・いきいきサロンの支援

市町村社協や関係団体に取り組む「ふれあい・いきいきサロン」について、参加者や担い手の確保等の課題を把握するとともに、情報収集と情報提供、要請に応じた会議・研修会への職員派遣、本会作成「ふれあい・いきいきサロン活動のてびき」を活用し、居場所づくりの活性化を図る。

② こどもの居場所づくりサポートセンターの運営

「県こどもの居場所づくりサポートセンター」の運営を通じて、こども食堂などのこどもの居場所づくりを推進し、子どもたちを地域全体で見守り・支え合うための取組みの拡大・定着を図る。

- ・ こどもの居場所づくりに関する相談支援
- ・ 民間企業等と連携した食材提供等のコーディネート
- ・ こどもの居場所づくりネットワーク会議の開催
- ・ こどもの居場所地域コーディネーター研修会の実施
- ・ 実践団体向け研修会の実施

③ 居場所づくり実践団体への支援（新たな居場所の創出への支援）

市町村社協や関係団体に取り組む実践事例等を情報提供し、居場所づくり活動の活性化を図るとともに、地域の中で様々な課題を抱える住民が、孤立することなく人と人との「つながり」を実感できるような居場所等、新たな居場所のニーズやその実践事例等について情報収集を行っていく。

（２）高齢者の社会参加の促進

高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを推進するため、健康福祉祭事業を実施する。

① 第 35 回山形県健康福祉祭の開催

開催期間：9 月～10 月頃

会 場：山形県総合運動公園 等

参 加 者：概ね 59 歳以上 2,000 人程度

競技種目：スポーツ交流部門（18 種目）、文化交流部門（2 種目）

② 第 38 回全国健康福祉祭埼玉大会ねんりんピック彩の国さいたま 2026 への参加選手の派遣

派遣人数：選手・役員 約 120 人

開催期間：11 月 7 日（土）～10 日（火）

会 場：埼玉県内 24 市町

競技種目：スポーツ交流大会（10 種目）、ふれあいスポーツ交流大会（16 種目）、文化交流大会（4 種目）、美術展

6. 地域ぐるみで進める福祉教育・福祉学習（福祉共育）による福祉の心の醸成

【事業推進のねらい】

あらゆる年代の人が、それぞれのライフステージ（人生）と日常の生活の場（家庭や学校・職場、地域等）において「福祉の心」を育むことができるよう、地域ぐるみで進める福祉共育（※）を推進し、住民の課題意識の醸成を図る。

（１）地域ぐるみで進める福祉教育（福祉共育）の実践

「第３次やまがた福祉共育（ともいく）推進計画」に基づき、福祉教育教材の貸出しや講師派遣、福祉共育プラットフォームの実践等を通じて、社協や行政機関、学校、社会福祉施設・福祉関係団体、ボランティア・NPO 等が取り組む福祉教育・福祉学習（福祉共育）を推進する。

また、身近な地域で住民が主体的に地域生活課題を把握して解決に取り組めるよう、様々な団体の会合等に職員を派遣する「福祉出前講座」を実施し、福祉に対する意識啓発を図る。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、県内の社会福祉施設で介護等体験を希望する義務教育教員志願者に対し、円滑な受入れの確保と調整を行う。

- ① 「第３次やまがた福祉共育推進計画」の推進【新規】
- ② 福祉教育教材の貸出しや講師派遣などによる福祉教育・福祉学習の推進
- ③ 福祉共育推進セミナーの開催
- ④ 福祉共育プラットフォームの推進
- ⑤ 福祉出前講座の実施
- ⑥ 義務教育教員志願者の社会福祉施設での介護等体験事業の実施

（２）「ともに生きる」地域づくりに向けた取組み

- ・ 差別や虐待等の社会問題の解決に向けた種別協議会・団体との協働、住民への広報等を通じた意識醸成

Ⅱ. 一人ひとりの生活を支える取組みの推進

1. 災害時福祉支援活動と被災者支援活動の推進

【事業推進のねらい】

今日県内外で頻発する災害に対し、被災者支援活動を展開するため、市町村社協を中心とする「災害ボランティアセンター」のスムーズな設置・運営体制構築のための支援を行う。また「東日本大震災」における県内避難者を含む被災者に対する相談・見守り等の体制への支援を行う。

（１）災害ボランティアセンターの運営とネットワークの強化

大規模災害に備え、日頃から市町村社協、行政、関係団体、NPO 等との連携・協働を深め、担い手の養成やマニュアル作成支援等を通じて、市町村社協における災害ボランティアセンターの設置・運営体制整備に向けた支援を行う。

また、災害時には「山形県・市町村社協災害時相互支援に関する協定」に基づき、社協の相互支援ネットワークを活かした支援体制を構築する。

- ① 災害ボランティアセンター運営研修の実施
- ② 災害ボランティアセンター運営システムの運用
- ③ 社協間の相互支援ネットワークを活かした運営体制の構築
- ④ 市町村災害ボランティアセンターへの支援（マニュアル作成支援、設置運営訓練への協力等）
- ⑤ 市町村社協を対象とした災害ボランティアセンター設置運営に係る調査【新規】
市町村社協における災害ボランティアセンター設置にあたっての体制整備状況や現状での課題・疑問等を確認し災害対応力の向上を図ることを目的にアンケート調査を実施する。

（２）「地域支え合いセンター」を運営する市町村社協への支援及び「地域支え合いセンター」の理解促進

令和 6 年 7 月の本県の大雨災害で被災地に設置された地域支え合いセンターを運営している酒田市社協及び戸沢村社協を対象に課題等を共有するため、情報交換会を開催する。また、それ以外の市町村社協を対象に地域支え合いセンターの役割を学ぶ研修を実施し、被災者支援体制の整備・強化を図る。

- ① 地域支え合いセンター運営社協情報交換会の開催
- ② 地域支え合いセンター研修会の実施【新規】

（３）災害時福祉支援体制づくりへの参画

大規模災害時における要配慮者の福祉、介護等のニーズ把握及び支援調整を行うために官民共同で構築をめざす山形県災害福祉支援ネットワークに参画し、災害派遣福祉チーム員養成及びネットワーク構築に向けた県の取組みを支援する。

- ① 山形県災害福祉支援ネットワーク協議会の開催
- ② 山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修の実施
- ③ 山形県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップ研修の実施

（４）東日本大震災避難者への相談支援の展開

- ① 避難者生活相談支援事業（平成 23 年度～）

特に避難者の多い 7 市社協（山形市・天童市・寒河江市・南陽市・長井市・鶴岡市・酒田市）に生活支援相談員を配置し、戸別訪問による相談支援や地域とのつながりづくりを通じて、孤立防止と自立へ向けた支援を行うとともに、避難者や相談ニーズの減少による事業縮小を見据え、本事業を一般福祉施策の相談支援事業へ

引き継ぐ体制について検討を行っていく。

- ・被災者生活支援調整会議（生活支援相談員研修）の開催

2. 権利擁護活動の推進

【事業推進のねらい】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な人でも、その人の人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう「日常生活自立支援事業」に取り組むとともに、権利擁護活動の充実を図る。

（１）社協活動における総合的な権利擁護活動の展開

福祉、医療、法律、金融、行政等の関係機関、団体、専門機関との連携・協働による総合的な権利擁護活動を展開し、権利擁護活動にかかわる現状と課題の共有を行える体制づくりに努める。

- ① 関係機関連絡会議の開催
- ② 関係会議等への職員派遣

（２）日常生活自立支援事業の推進

「日常生活自立支援事業推進方針」に基づき、本事業の健全な事業経営および業務負担の軽減を図り、市町村社協における福祉サービス利用援助事業の一層の推進を目指す。

「県福祉サービス利用支援センター」の運営を通じて、本事業の周知・広報、業務の効率化と不祥事防止の取組みに努める。

- ① 県福祉サービス利用支援センターの運営
 - ・契約締結審査会の開催
 - ・基幹的社協専門員連絡会議の開催
- ② 相談窓口・支援体制の充実強化
 - ・利用者の利便性の向上ときめ細かな相談支援の実施
 - ・「山形県日常生活自立支援事業推進マニュアル」〔改訂版〕の周知
- ③ 福祉サービス利用援助事業従事者の資質向上
 - ・専門員実務研修会の実施
 - ・生活支援員・担当職員研修会の実施
 - ・専門員実践力強化研修会（全社協主催）への参加
- ④ 適正な事業の実施に向けた市町村社協の体制強化
 - ・業務ヒアリング（市町村社協への訪問）の実施

（３）必要な方が適切に成年後見制度を利用できる体制への支援

権利擁護支援を推進し、本人らしい生活を継続することができる地域づくりのため、

必要とする人が適切に成年後見制度を利用できる体制を県内に広める。

法人後見事業を実施している市町村社協が開催する会議へ職員派遣等を行うとともに、市町村社協に対し成年後見制度の実務にかかる情報提供や相談対応を行う。

法人後見養成研修や各種権利擁護事業に関連する会議へ参加し情報交換を行いながら、成年後見制度等との連携強化を図る。

- ① 市町村社協法人後見への支援及び成年後見制度の利用促進
- ② 市町村社協法人後見業務審査会への出席
- ③ 法人後見実施団体養成研修（初任者研修・現任者研修）の実施

3. 生活福祉資金貸付等住民の自立支援に向けた制度の推進と自立支援機関等との連携

【事業推進のねらい】

低所得者世帯等生活困窮世帯に対して、生活福祉資金等の貸付けと必要な相談支援を行い、対象世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援する。

また、複合的な課題を抱える方々を支援するため、生活困窮者自立支援制度を中心とした他の自立支援機関等との総合的な支援体制の構築に向けた連携を強化する。

（１）生活福祉資金貸付事業の適正な実施と債権管理

貸付事務の適正実施及び滞納世帯へのアプローチ強化等、債権管理の適正化を図る。

① 適正な貸付けと相談支援の強化

貸付業務の相談窓口を担う市町村社協とともに貸付けの必要性や今後の見通しを確認し、必要な相談支援と貸付けを行い借受世帯の生活再建を図る。

借受人の状況を把握し適切な相談支援につなげる。

② 償還対策の推進、償還面接の実施

民生委員及び市町村社協と連携し、滞納世帯や償還困難世帯への個別相談等を行い、借受人世帯の状況・課題把握に努める。

③ 債権管理の強化推進

資金使途の明確化や必要最低限の資金需要を把握し適正な貸付けを行う。また、生活福祉資金貸付業務システムの機能を活用し債権管理を行う。

④ 相談支援機関との連携

生活困窮者自立支援制度の実施機関や母子父子寡婦福祉資金貸付制度等、他の支援事業と連携を強化し、課題を共有するとともに複合的な課題を抱える対象者の支援に取り組む。

⑤ 貸付審査等運営委員会

貸付け及び償還猶予、延滞利子支払免除等の審査を要する案件について、民生委員・福祉・医療・行政・法曹等のメンバーからなる委員会に諮り適否を決定する。

⑥ 民生委員・児童委員の活動との連携

生活福祉資金貸付事業で一番身近な地域での相談役を担う民生委員と共通認識を持って事業推進ができるよう、機会を捉えて制度説明を行う等民生委員の理解促進及び連携を図る。

⑦ 市町村社協担当者会議・研修

貸付業務の相談窓口を担う市町村社協において、適正な貸付業務と債権管理業務が行われるよう会議と研修会を開催する。

- ・生活福祉資金担当者会議
- ・生活福祉資金担当者研修会

⑧ 業務調査の実施

市町村社協での貸付業務内容の適正化について調査し、適切な債権管理を図るとともに、相談対応窓口の現状や課題を把握する。

(2) 生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付の債権管理と継続的な支援

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が認められた世帯へ実施した特例貸付の債権管理を市町村社会福祉協議会と一体となって行う。

相談窓口となる市町村社協と連携強化を図り、借受世帯の状況把握に努め相談支援を継続的に実施する。世帯の状況に応じて償還免除や償還猶予の手続き等を促すほか、償還免除及び償還猶予対象世帯を自立相談支援機関へつなぐなどのフォローアップ支援を行う。

- ① 県社協及び市町村社協による「緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援」の推進
- ② 「貸付フォローアップ支援員設置事業」による市町村社協の体制強化支援
- ③ 「フォローアップ支援連絡会議」による支援事例の共有と支援方法の検討
- ④ 生活福祉資金貸付業務「市町村連携システム」導入による情報共有及び連携強化

(3) 生活困窮者自立相談支援機関との連携強化

借入申込などの相談から、生活困窮者自立相談支援事業との連携が必要な世帯を把握した際には、速やかに自立支援機関等へつなぐ。

(4) 要保護児童やひとり親家庭への支援

「要保護児童自立支援資金貸付事業」や「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金、就職準備金）」の貸付事業を実施し、要保護児童やひとり親家庭等の自立促進を図る。（返還免除付き貸付）

- ① 要保護児童自立支援資金貸付事業の実施
- ② ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金、就職準備金）の実施

(5) 山形県暮らし安心資金貸付事業の債権管理

株式会社大沼の破産に伴い解雇された従業員等で山形県内に住所を有している方に対する貸付金の債権管理を行う。

Ⅲ. 福祉サービスの充実と人材育成

1. 福祉サービス従事者の確保と定着促進

【事業推進のねらい】

広く県民に対して「福祉の仕事」に関する理解促進やイメージアップを図り、関係機関・団体と協働しながら多様な人材の福祉分野への就労を促し、福祉サービス従事者の確保と定着に努める。

(1) 県福祉人材センターの運営

県福祉人材センター及び県社会福祉研修センター事業の企画・運営を円滑かつ効果的に実施するため、福祉人材需要者・供給者、関係機関や職能団体との連携を図る。

- ① 運営委員会：県福祉人材センター事業全般の企画・運営に関する検討
- ② 小委員会：県社会福祉研修センター事業に関する検討
- ③ 会議・研修会への参加

(2) 福祉人材無料職業紹介事業の実施

福祉人材無料職業紹介事業（職業安定法第 33 条に基づく斡旋・紹介事業）を通じて、社会福祉事業・介護保険事業に取り組む事業所を対象に、人材確保のための求人・求職の開拓及び紹介斡旋を行う。また、窓口相談や情報提供等を通じて、福祉関係事業所への就労を希望する方の求職登録や資格取得相談等を行う。

なお、相談支援にあたっては、求職者等の利便性向上のため LINE のチャット機能も活用する。

- ① 無料職業紹介事業の充実・強化
- ② 情報提供及び広報強化・拡充
- ③ ハローワークとの連携による就職支援（求職者情報・求人情報の共有等）
- ④ 福祉の仕事職場体験の機会提供による就労促進

(3) 福祉サービス従事者の確保・定着に向けた取組み

福祉関係事業所の人材確保の課題などを把握したマッチングの充実を図るとともに、返還免除付き貸付事業などを活用し福祉・介護分野の人材確保・定着を支援する。

① 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施

キャリア支援専門員を配置して、県内各地域の実情に応じた人材確保に関する活動を実施していく。

- ・ハローワーク巡回相談会
- ・施設見学会の実施
- ・福祉人材採用力アップセミナー
- ・福祉事業所を対象とした職場内研修講師派遣事業
- ・福祉事業所訪問等による求人開拓・情報収集・人材確保定着の推進

② 保育士再就職支援事業の実施（保育士・保育所支援センター事業）

保育士再就職支援コーディネーターを配置して、保育施設の人材確保と定着支援及び潜在保育士の掘り起こしや復職のためのサポートを行う。

- ・ハローワーク巡回相談会
- ・保育士の再就職支援研修等事業
- ・保育施設ミニ面談会
- ・保育施設見学会
- ・保育の仕事職場体験事業
- ・福祉人材採用力アップセミナー
- ・保育施設訪問による求人開拓・情報収集・人材確保定着の推進

③ 福祉のしごと就職フェア（就職面談会）、ガイダンスの実施

- ・「福祉のしごと就職フェア」（就職面談会）（山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市）を山形労働局、県内全ハローワーク等とともに開催。
- ・「福祉の仕事ガイダンス」等への協力（県内高等学校・短大など）

④ 保育士相談窓口設置事業

保育士が気軽に相談できる窓口を設置して、保育士の定着・離職防止を図る。

⑤ 介護職員学習交流会

離職率が高いとされる入職後概ね 3 年程度の介護職員を対象とした交流会を内陸・庄内で開催する。

⑥ 離職介護福祉士等の届出制度の普及及び再就職促進事業の実施

制度の普及を図り、介護の有資格者の潜在化や他分野への流出を防ぐとともに、円滑な就業支援を行う。

- ・県内全ハローワークで復職支援セミナーの開催

⑦ 外国人介護人材の受入・確保にかかわる情報収集等

介護分野の外国人材受入れにかかわる各種制度等の情報収集と県内の動向や実態把握に努める。

また、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業において、個人の連帯保証人の確保が困難な外国籍の介護人材へ法人による連帯保証を可能とし、外国人介護人材の資格取得を支援する。

⑧ 介護職参入促進事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）の実施（返還免除付き貸付）

- ・介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金の貸付
- ・介護福祉士実務者研修受講資金の貸付
- ・離職した介護人材への再就職準備金貸付事業の実施
- ・福祉系高校修学資金貸付事業
- ・介護分野就職支援金貸付事業
- ・障害福祉分野就職支援金貸付事業
- ・福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

⑨ 保育士修学資金貸付等事業の実施（返還免除付き貸付）

- ・保育士修学資金の貸付
- ・潜在保育士就職準備金の貸付

⑩ 関係機関・団体等との協働

山形労働局、ハローワーク、山形県、介護労働安定センター山形支部、山形県ナースセンター等関係機関・団体等と連携し、福祉人材に関わるプラットフォームの一員として福祉の仕事についての理解促進や福祉人材確保に向けた協働事業に取り組む。

(4) 福祉・介護現場のイメージアップと多様な人材の参入促進

① 福祉の仕事イメージアップ事業

「福祉のしごとフェア」の実施、SNS、LINE 等を通じて、福祉の仕事の魅力を県民に広く情報発信し、福祉・介護職のイメージアップと新たな人材の参入促進を図る。

地域福祉交流イベント「福祉 De Ala mode」への協力を通じて、福祉職の魅力と可能性等を発信する。

② 県福祉人材センター事業の広報

山形県福祉人材センターのホームページや SNS、LINE、地域情報誌等様々な広報媒体を活用し、本センターとその事業を広報する。

③ 福祉と福祉の仕事の PR

- ・山辺高校福祉科生徒による「小中学生との交流事業」の共催
- ・中高生のための福祉の職場体験の実施
- ・高校訪問等による福祉の仕事 PR
- ・福祉系養成校の学生へのインタビューと発信【新規】
- ・福祉・保育の現場で働く人の笑顔を募集する『笑顔写真館（仮称）』の実施【新規】

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験事業の実施

期日：令和 8 年 10 月 11 日（日）（予定） 会場：山形市内

2. 専門性の高い福祉サービス従事者の育成

【事業推進のねらい】

「県社会福祉研修センター」の運営を通じて、関係機関・団体と協働しながら研修内容の充実を図り、福祉サービス利用者一人一人のニーズに対応した質の高いサービスを提供できる専門的な知識や技術と豊かな人間性を兼ね備えた福祉サービス従事者の育成を図る。

(1) 福祉サービス従事者等に対する研修の企画及び実施

福祉サービスに求められる「専門性」とチームの一員として求められる「組織性」、及び職員のマネジメント機能やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策など組織をあげた「職員を支える仕組みの構築」を進めるため各種研修を計画的に実施する。

研修の実施にあたっては、参加のしやすさの観点からもオンライン研修（Zoom 研修）を積極的に取り入れていくとともに、日常業務が忙しく研修の機会が確保できない、隙間時間で研修を受講したいなど、多様な受講ニーズに対応していくため、前年度同様オンデマンド研修（動画配信）も実施していく。

また、近年の物価高騰により事務諸経費等の増加傾向があるなか、研修内容の充実と研修環境の整備のため、平成 31 年度から据え置いている研修受講料を令和 8 年 4 月から改正する。

① 新任・現任・専門研修（県委託事業）

研 修 区 分	コース	回数	延日数	定員
1) 新任職員研修	3	3	6	240
2) 施設職員研修（※オンデマンド1回含む）	4	7	7	540
3) 保育所職員研修	2	4	4	360
4) 地域福祉活動者研修	2	2	3	70
5) 専門研修	3	9	13	720
合 計	14	25	33	1,930

※オンデマンド研修は見込み人数で計算

② 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（山形県社会福祉協議会自主研修事業）

研 修 区 分	コース	回数	延日数	定員
1) 初任者キャリアパス研修課程	1	1	2	50
2) 中堅職員キャリアパス研修課程	1	1	2	50
3) チームリーダーキャリアパス研修課程	1	1	2	50
4) 管理職員キャリアパス研修課程	1	1	2	50
合 計	4	4	8	200

③ 人材確保・育成・定着支援研修（山形県社会福祉協議会自主研修事業）

研 修 区 分	コース	回数	延日数	定員
1) コミュニケーション力向上研修	1	2	2	140
2) アンガーマネジメント研修	1	2	2	180
3) メンタルヘルス研修（※オンデマンド1回含む）	1	2	1	160
4) リーダー育成研修	1	1	1	100
5) チームマネジメント研修	1	1	1	100
6) リスクマネジメント研修	1	1	1	80
7) 職場内ハラスメント防止研修	1	1	1	100
8) カスタマーハラスメント研修	1	1	1	100
9) 能力開発研修	1	1	1	80
10) 広報力強化研修	1	1	2	60
11) 接遇研修	1	1	1	80
合 計	11	14	14	1,180

※オンデマンド研修は見込み人数で計算

3. 利用者の立場に立った福祉サービス提供への支援

【事業推進のねらい】

- ① 良質で信頼できる福祉サービスの提供のため、福祉サービス提供事業者における苦情解決制度の充実を図るとともに、第三者による福祉サービス評価を支援する。
- ② 県経営協等と連携し、社会福祉法人や福祉サービス提供事業者のガバナンスの強化を支援する。

(1) 福祉サービス運営適正化事業の推進

福祉サービス利用者の権利擁護を目的に、運営適正化委員会及び各合議体会議を開催し、福祉サービスに関する苦情の解決と福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を図る。

- ① 福祉サービス運営適正化委員会の開催
 - ・福祉サービス運営適正化委員会 年2回
 - ・福祉サービス運営適正化委員会選考委員会（必要に応じて開催）
- ② 運営監視合議体・苦情解決合議体活動
 - ・運営監視合議体会議 年4回
 - ・福祉サービス利用援助事業を行う基幹的社協への訪問調査（6か所程度）
 - ・苦情解決合議体会議 年4回
 - ・苦情申出事案にかかわる事情調査
- ③ 福祉サービス利用についての苦情・相談受付
- ④ 苦情受付体制充実の推進
 - ・各種福祉事業所の職員、施設長、管理者、第三者委員向け研修会の開催（研修実施にあたっては、福祉サービス運営適正化委員会と県社会福祉研修センターの連携による実施）
 - …福祉サービス苦情解決実践研修会 年1回
 - …福祉サービス苦情解決第三者委員研修会 年1回
 - ・福祉サービス事業所の苦情解決体制整備状況に関する巡回指導
 - ・福祉サービス事業所の内部研修等への講師派遣
 - ・福祉サービス事業所及び関係機関団体等に、関連資料（運営委員会パンフレット、苦情解決ハンドブック等）を配布し、苦情解決制度の周知を図る。

(2) 福祉サービス第三者評価事業等の啓発や情報提供

福祉サービス利用者が事業者を選択するにあたり、良質なサービス提供事業者を選択できるよう、福祉サービス第三者評価事業推進組織や評価機関等と連携し、第三者による福祉サービス評価を支援する。（福祉サービス第三者評価事業等の啓発や情報提供）

(3) 社会福祉法人に対する利子補助支援

社会福祉施設を経営する社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構から施設の拡張・整備等に要する資金として借り入れた資金の借入金利子について、利子払込計画に基づき、社会福祉施設経営支援特例基金利子補助事業を実施する。

IV. 地域福祉推進のための基盤づくり

1. 社会福祉制度の充実に向けた政策提言

【事業推進のねらい】

社会福祉制度の充実や予算の確保に向けた要望及び提言活動を推進するとともに、活動を通じて見えてきた課題について関係団体や県と共有しながら、必要に応じて社会福祉制度の充実に向けた政策提言を行う。

(1) 社会福祉制度の充実や予算の確保に向けた要望及び提言活動の推進

福祉関係団体や市町村社協から次年度に向けた県に対する要望事項を取りまとめ、社会福祉制度の充実や予算の確保に向けた要望及び提言活動を実施する。

- ・社会福祉制度・予算対策委員会
- ・県知事・県議会議長との懇談会

(2) 社会福祉制度の充実に向けた課題の共有

県内の福祉関係団体と県担当課長との情報交換会を開催し、福祉関係団体からの意見・要望等を県に伝えながら、現状や課題を共有する。

- ・福祉関係団体と県担当課長との情報交換会

(3) 地域福祉に関する調査研究・課題検証及び本会が保有するデータの分析と情報の発信

各種業務の実施状況や成果・課題、各種統計データ、関係機関・団体から寄せられる情報等を整理・分析し、そこから見えてくる県民の生活実態や地域福祉にかかわる提言等を市町村社協をはじめ関係機関・団体等に対して情報を提供する。また本会のホームページ、SNS等やマスメディアとの連携により、調査・研究結果を広く県民に周知し、課題の解決に向けた啓発を行う。

2. 県内関係団体の基盤の強化

【事業推進のねらい】

種別協議会・福祉関係団体との連携を図り、特に基盤の弱い福祉関係団体に必要な情報提供等を行い、基盤の強化を支援する。

(1) 県内関係団体の基盤の強化

- ①小規模福祉団体の課題に対し、随時相談に応じていく。
- ②本会ホームページでの各種助成金の情報提供等を通じて、県内関係団体の基盤の強化を図っていく。
- ③山形県総合社会福祉基金の助成事業について、積極的な情報提供を行っていく。
- ④「県ひとり親家庭福祉会」が進める学習支援事業に対し活動場所の支援を継続する。
- ⑤必要に応じて社会福祉関係団体や当事者団体への情報提供等を通じ、組織化への支援を行う。

3. 本会の組織体制の充実・強化

【事業推進のねらい】

本会の運営にあたり、公益性の高い組織にふさわしい法人運営体制を確立するとともに、外部研修や職場内研修による職員の資質向上に常に努め、また賛助会員の拡大をはじめとする財政基盤の強化、本会機関紙「たすけあい」やホームページ等情報発信ツールを活用した広報活動の充実を図る。

(1) 組織（事務局）体制の充実強化

① 職員の資質向上への取組み

「働きやすさ」と「組織強靱化」の推進を図るとともに、両目的の良好なバランスを構築するため、その具体的手法を検討する「いきいき職場づくり推進チーム」を設置し、職員の人材育成に向けて、職場内のコミュニケーション強化、OJTの活性化、職員のキャリアパスに対応した職場内研修や外部研修の計画的な実施に努めるほか、職員のソーシャルワークを実践するための専門知識・技術の向上を目指し、社会福祉士未取得者の資格取得を支援する。

また、職員の職務遂行過程において発揮した能力や姿勢並びに業績等を把握し、的確に人事評価を実施し、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションの活性化・円滑化を図る。

② 法人運営会議、市町村社協会長会議、事務局長会議等

本会の法人運営、事業執行のため、理事会等法人運営会議を効果的に開催し、必要な情報提供を通じて、本会理事、評議員機能の強化を図る。

また、市町村社協会長会議、事務局長会議を開催し、市町村社協が抱える地域課題や運営上の課題を共有しながら、体制強化へ向けた支援を行う。

- ・理事会
- ・評議員会
- ・監事会
- ・評議員選任・解任委員会（必要に応じて随時）
- ・市町村社協会長会議
- ・市町村社協事務局長会議

③ ICT化・デジタル化による業務推進

労務・勤怠及び会計管理において、様々な IT システムの活用を継続するほか、生成 AI の活用等により、更なる業務効率化・省力化とデータ管理の適正化に努める。

④ リスクマネジメント体制の確立

専門職との連携、苦情解決体制及び個人情報保護体制の充実、災害時対応マニュアルの見直し、業務継続計画 (BCP) の進行管理と平時における対応訓練を行い、リスクマネジメント体制の強化を図る。

- ・弁護士、税理士、社会保険労務士等との顧問契約
- ・労働安全衛生法に準じた嘱託医の設置
- ・苦情解決体制及び個人情報保護体制の充実
- ・ハラスメント防止に向けた相談窓口の設置
- ・ストレスチェックの実施
- ・災害時対応初動マニュアル、業務継続計画 (BCP) の随時見直しと進行管理

⑤ 山形県総合社会福祉センターの管理

本会が所有する山形県総合社会福祉センターの適正管理を行うとともに、センター入居団体や利用者が引き続き安全な環境の中で利用できるよう、避難訓練の実施や老朽化に伴う緊急度に応じた設備改修を行う。

⑥ 本会の相談機能の充実強化

本会の相談機能(相談対応力や組織内での課題共有等)を高め、各種事業を通じてますます多様化・複雑化する住民ニーズを的確に受け止め、適切に対応していく。

(2) 財政基盤の強化

① 賛助会費・広告料収入等自主財源の拡大

本会の活動を理解し賛同してくださる個人・企業の新規開拓を一層進めていくとともに、各種研修会参加費・受講料、福祉関係図書等の斡旋手数料、福祉保険サービスの広告掲載料、自動車共済保険代理所事業・自動車リース代理店事業の手数料等の自主財源の確保・強化について、自主財源確保促進計画に基づき推進する。

② 共同募金等民間財源の積極的な活用

各種業務の実施にあたり、共同募金配分金や民間助成金等の民間財源の積極的に活用に加え、新たな財源の確保・活用の可能性を探る。

(3) 広報・啓発活動の強化

① 第76回山形県民福祉大会

山形県民福祉大会を開催し、社会福祉従事者の顕彰等を通じて、県民福祉の向上と人権啓発に資する。

期 日：10月(予定)

会 場：山形市(予定)

内 容：山形県民福祉大会会長表彰及び山形県社会福祉協議会会長感謝状の贈呈、人権啓発講演会

- ② 広報活動の充実（「たすけあい」の発行、ホームページの運営、SNS を積極的に活用した情報発信）

福祉を取り巻く動向について、常に的確な情報把握に努め、必要な方に必要な情報が伝わるよう、本会機関紙「たすけあい（年 11 回発行）」やホームページの他、SNS 等の情報発信ツールを有効かつ積極的に活用し、広報活動（情報提供）の充実を図る。

県社協の広報全体のあり方について、「広報検討委員会（仮称）」を設置し、他の都道府県社協の状況などを鑑みながら検討・協議し、今後の方針を固めていく。

【新規】

- ③ 山形県社会福祉協議会地域福祉活動計画 2025 の推進

山形県地域福祉活動計画 2025 について広く県民に周知を図り、広く県民に周知を図り、社会福祉の動向や社会情勢を見極めながら本計画を推進していく。